

## 厚生年金特例法の未納掛金等の 交付事務について(通知発出、厚年)

対象先

DB年金

**厚年基金**

適格年金

退職金

その他

内容

**法令通知**

財政運営

資産運用

会計基準

その他

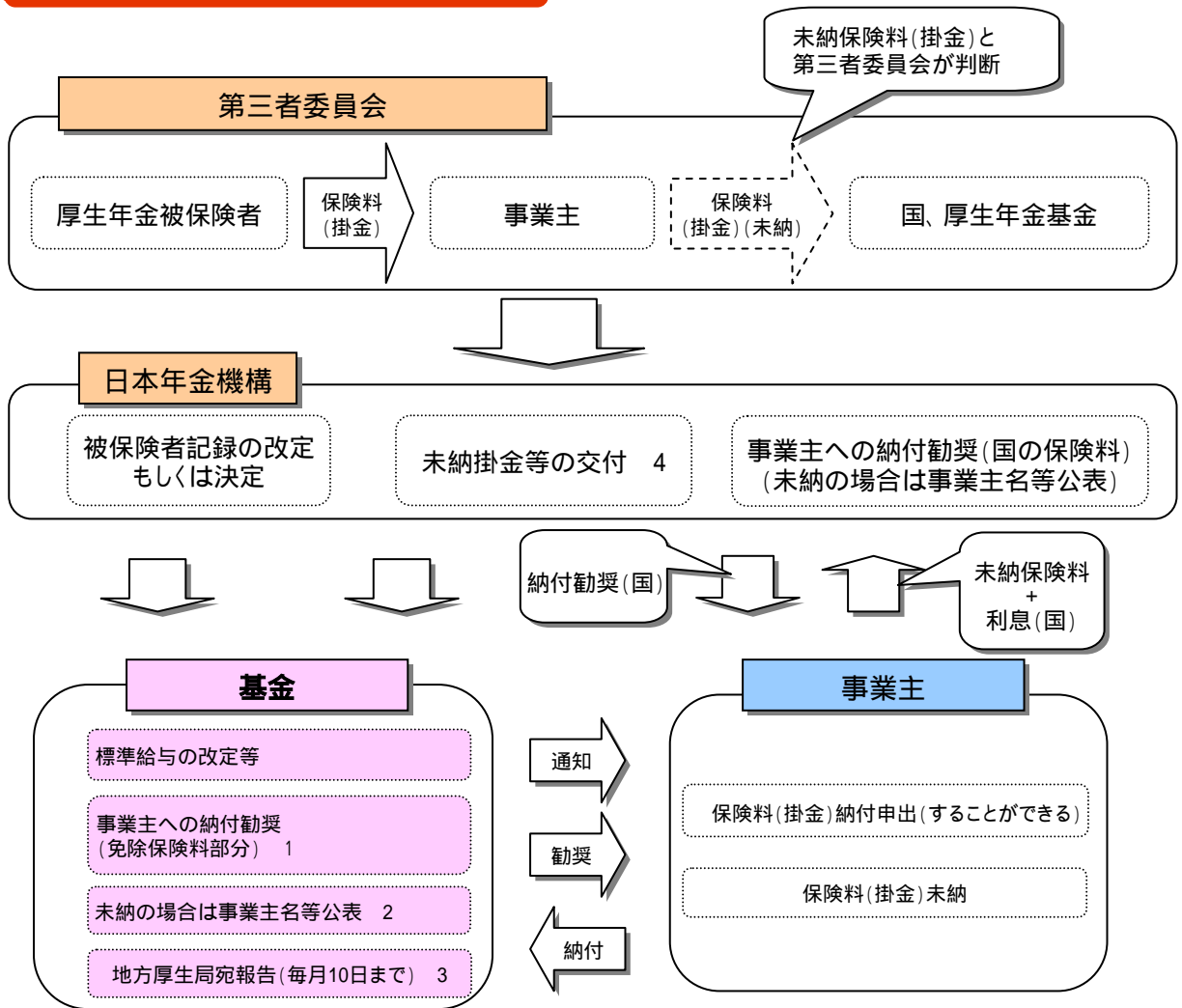
### ポイント

標記につき通知<sup>1</sup>が発出されましたのでご案内致します。  
事業主の未納掛金<sup>2</sup>について基金宛の交付事務が明らかになりました。

- 1 「平成21年度 厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付について」厚生労働省発年0121第1号  
「厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付事務の取扱いについて」年企発0121第1号
- 2 平成21年中の事業主の未納掛金について、法令等で定める条件をクリアした場合に国から交付される

- 今回示された内容は次頁の図「未納掛金等の交付」の具体的取扱い  
です。(☞厚生年金特例法の流れについては次頁ご参照)
- なお、本通知は掛金分離通知(☞ニュースNo.194)等と併せて厚生労働  
省から基金宛に1月27日付で送付されていることを申し添えます。

## 【ご参考】厚生年金特例法の流れ



- 1.未納掛金について、基金は毎月、文書・電話等で継続的に納付を勧奨(努力義務)。事業主の未納掛金納付の申出期限は、勧奨日の6ヶ月経過後の属する月末が適当(基金の判断による)。
- 2.未納掛金の納付申出を期限内にしない場合、または申出をしたが納期限までに納付しない場合、事業主名を公表する(納付されたか否か明らかでない場合は、公表してはならない。)
- 3.基金は、地方厚生局に対し、特例対象加入員に係る資格取得確認等の件数、未納掛金等の納付状況を毎月報告する。
- 4.政府は、未納掛金に相当する額を基金に交付する。これは、(6ヶ月間の納付勧奨後に行う)事業主名等の公表の4ヶ月後に基金が納付勧奨を再度行い、(2度目の)納付申出期限までに納付がない場合、および公表後10ヶ月経過してもなお住所不明等により納付勧奨できなかった場合が対象となる。(事業主等の納付申出があった場合は、実際の掛金納付有無に関わらず交付されない。)

以上